

○厚生労働省令第四十七号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第十五条第一項（同法附則第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五十四条及び附則第六条の規定により読み替えて適用する同法第十七条第一項の規定に基づき、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月二十四日

厚生労働大臣 川崎 二郎

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「再就職援助の措置」を「再就職援助措置」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 法第十五条第一項の厚生労働省令で定める理由は、法第九条第二項の継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかつたことによる退職とする。

第六条の二第三項中「前条第二項各号に掲げる理由」を「法第十五条第一項に規定する解雇等」に改める。
第六条の三第一項中「再就職援助の措置」を「再就職援助措置」に改める。

第二十四条の四第一項中「公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。以下「管轄公共職業安定所」という。）の長を経て、」を削り、「都道府県労働局長」の下に「（以下「管轄都道府県労働局長」という。）」を加え、同条第三項中「管轄公共職業安定所の長」を「管轄都道府県労働局長」に改め、同条第五項中「管轄公共職業安定所の長を経て」を削り、「都道府県労働局長」を「管轄都道府県労働局長」に改める。

第二十四条の五第一項中「管轄公共職業安定所の長」を「管轄都道府県労働局長」に改め、同条第二項中「管轄公共職業安定所の長」を「管轄都道府県労働局長」に改め、「都道府県労働局長を経て」を削る。

第二十四条の六中「その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「管轄都道府県労働局長」という。）」を「管轄都道府県労働局長」に改める。

第三十三条第一項中「管轄公共職業安定所」を「その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（

その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。以下「管轄公共職業安定所」という。」に改める。

第三十四条第一項中「、第二号及び第六号」を「から第三号まで及び第七号」に改め、同項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 法第十条に規定する厚生労働大臣の権限

第三十四条第二項中「、第二号及び第六号」を「から第三号まで及び第七号」に、「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

附則に次の二項を加える。

6 法附則第六条の規定により読み替えて適用する法第十五条第一項の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。

一 定年

二 解雇（自己の責めに帰すべき理由によるもの及び天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったことによるものを除く。）その他事業主の都合

三 継続雇用制度がある場合における当該制度の定めるところによる退職

7 法附則第六条の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の厚生労働省令で定める理由は、法第九條第二項又は附則第五條第一項（同條第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかつたことによる退職とする。

様式第二号を次のように改める。

附 則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。